呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業 特定公園施設建設・譲渡契約(案)

令和 5 年 6 月 富 山 市

呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業

特定公園施設建設・譲渡契約(案)

呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業(以下「本事業」という。)に関して、富山市(以下「市」という。)と、認定計画提出者である【●●●】(以下「事業者」という。)との間で、以下のとおり合意し、本特定公園施設建設・譲渡契約を締結する。

(総則)

第1条 市及び事業者は、この契約の履行に際し、市及び事業者が令和●年●●月● ●日に締結した呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携基本協定(以下「基本協定」という。)を遵守するものとする。

(引渡し)

- 第2条 事業者は、基本協定に基づき、令和 8 年 5 月 31 日 (以下「引渡し予定日」 という。)までに、特定公園施設の整備を完了し、その引渡しを行わなければな らない。
- 2 事業者は、特定公園施設の引渡しと同時に市に所有権を移転しなければならない。

(譲渡の対価)

第3条 特定公園施設の譲渡の対価は、特定公園施設の改修整備に要する費用のうち、本市の負担額である●●●● (うち消費税及び地方消費税額 金●●●●円)とする。

(特定公園施設譲渡価額の支払)

- 第4条 事業者は、第2条第2項により特定公園施設を市に引渡した後、特定公園施設の譲渡の対価の支払を書面により市に請求するものとする。
- 2 市は、事業者から適正な支払請求書を受理した日から 30 日以内に、第 3 条に記載 の特定公園施設の譲渡の対価を事業者に支払うものとする。

(遅延利息)

第5条 市は、この契約に基づく金銭債務の支払を遅延した時は、その遅延した額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセント(ただし、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)に規定する遅延損害金の割合が変更された場合には、これに準じて変更される。)の割合で計算した額の遅延利息を事業者に支払わなければならない。ただし、その支払の遅延が天災その他の不可抗力によるものと事業者が認めたときは、事業者は遅延利息を免除するものとする。

(秘密保持)

第6条 市及び事業者は、本契約に規定する各事項について、相手方の同意を得ることなく、これを第三者に開示及び本契約の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合、事業者が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び市が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

(譲渡契約の変更)

第7条 本契約の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することは できないものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第8条 本契約は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本契約に関する当事者間に生じた一切の紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項等)

第9条 特定公園施設の譲渡に関し、本契約に規定のないものは、基本協定、富山市契約規則(平成17年規則第37号)その他関係法令(以下「本契約書等」という。)の定めるところによるものとし、本契約書等に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて市及び事業者で協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書を2通作成し、市及び事業者が記名押印のうえ、 各自1通を保有する。

令和●年[]月[]日

市

事業者

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者名)